

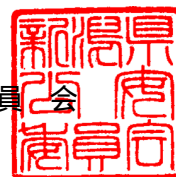
1 納付命令を受ける者

2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

令和8年 8月24日



新潟県公安委員会

1 審査請求について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

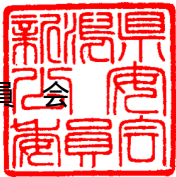
[illegible][illegible]

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
- 上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
- なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 8月25日

新潟県公安委員会



（ 教 示 ）

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260723-271441
46-103-260723-271442
46-103-260723-271443
46-106-240301-259556
46-110-260723-268480
46-110-260723-268494
46-119-260605-016005
46-119-260722-014001
46-119-260722-016001
46-119-260722-016002
46-119-260723-014002
46-119-260723-014003
46-119-260723-014004
46-119-260723-014005
46-119-260723-015008
46-119-260723-016003
46-119-260723-016006
46-119-260723-016007
46-119-260723-264915
46-119-260723-266698

弁明通知書番号
46-119-260724-014008
46-119-260724-247793
46-136-260722-010002
46-136-260723-012005
46-136-260724-011002
46-138-260721-273274
46-138-260721-273275
46-138-260721-273276
46-138-260722-006001
46-138-260722-006004
46-138-260722-006006
46-138-260722-007002
46-138-260722-007006
46-138-260722-007008
46-138-260722-271848
46-138-260723-272725
46-138-260723-273421
46-138-260723-273422
46-138-260724-005004
46-138-260724-007013

1 納付命令を受ける者

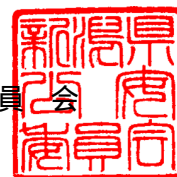
2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

令和8年 8月26日

新潟県公安委員会



1 審査請求について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、新潟県を被告として訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260725-271387
46-106-260723-243017
46-107-260725-269003
46-107-260725-273145
46-119-260723-261790
46-119-260723-268241
46-119-260723-268242
46-119-260725-015001
46-125-260725-270420
46-136-260723-012002
46-138-260717-273393
46-138-260721-273215
46-138-260722-272723
46-138-260725-273382
46-138-260725-273383

[illegible]

1 納付命令を受ける者

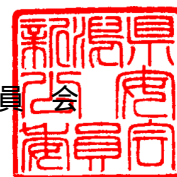
2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

令和8年 8月27日

新潟県公安委員会



1 審査請求について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えについて

2 処分の取消しの訴えについて

(2) また、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[illegible][illegible]

1 納付命令を受ける者

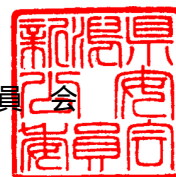
2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

令和8年 8月28日

新潟県公安委員会



1 審査請求について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[illegible][illegible]